

消防の動き



2025
8
No.652

特報

●多様化する火災リスクに備える！
大規模倉庫における防火管理の新指針



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

多様化する火災リスクに備える! 大規模倉庫における防火管理の新指針..... 4

令和7年8月号 No.652

巻頭言 いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制を目指して
(浜松市消防長 那須田 育生)

Report

消防法における「危険物」とその性状等について.....	8
令和6年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要.....	11

Topics

「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」について.....	18
寄贈救急自動車事業について.....	20
アニメ『怪獣8号』とタイアップした住宅用火災警報器の維持管理広報用ポスターの配布.....	21
令和7年安全功労者内閣総理大臣表彰式	
令和7年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式.....	22

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ.....	24
--------------------	----

消防通信～望楼

北海道総務部危機対策課消防係（北海道）／恵那市消防本部（岐阜県）	
湖南広域消防局（滋賀県）／豊中市消防局（大阪府）.....	26

消防大学校だより

救助科における教育訓練～理想の救助隊長像を求めて～.....	27
緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練.....	28

報道発表

最近の報道発表（令和7年6月21日～令和7年7月20日）.....	29
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年6月21日～令和7年7月20日）.....	30
広報テーマ（8月・9月）.....	30

お知らせ

第73回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）.....	31
電気器具等の安全な取扱い.....	32
危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて.....	33
火山災害に対する備え.....	34
9月1日は防災の日 みんなで防災訓練に参加しましょう！	
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～.....	36
「第30回防災まちづくり大賞」の事例募集.....	37



■ 表紙
本号掲載記事より

いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制を目指して

浜松市消防長 那須田 育生



浜松市は、静岡県西部に位置し、東京、大阪の2大都市のほぼ中間にあたり、名古屋市へ約109km、静岡市へ約77kmの距離にあり、市域は東西約52km、南北約73km、総面積1,558.11km²と広大です。

地理的特徴として、南北を天竜川が縦断し遠州灘へと注ぎ、西端には浜名湖を臨み、地形は天竜川中流域の中山間地、扇状に広がる下流域の低地、河岸段丘の三方原台地、浜名湖沿岸の丘陵地で構成されています。

浜松市は豊富な資源を有しており、うなぎ、みかん、浜松餃子などの全国的な食資源、浜名湖をはじめとする観光資源、徳川家康公にまつわる歴史的資源があります。また、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野にアジアで初めて加盟し、吹奏楽や伝統音楽の文化を積極的に発信する音楽環境など、世界に誇る強みや魅力を持っています。

浜松市の歴史は約1万8千年前にさかのぼり、本州最古の人類化石「浜北人」の人骨が発見されています。「浜松」という地名が正式に登場するのは室町時代で、1911年に市制施行の条件である人口3万5千人を超え、浜松市が誕生しました。その後、戦前戦後の飛躍的な工業の成長を経て、平成17年7月に12市町村の合併により新「浜松市」が誕生し、平成19年4月には政令指定都市へ移行しております。さらに令和6年1月には、人口減少や少子高齢化に伴う社会経済状況の変化や市民ニーズに対応するため、7区から3区への行政区再編を行っており、本年7月1日に合併20周年を迎え、市民の安全確保とサービス維持を成果と捉え、さらなる魅力向上と市民の愛着・誇りを育むまちづくりを目指しています。

浜松市を象徴する言葉「やらまいか」は、「やってみよう」「やってやろうじゃないか」を意味し、新しいことに果敢にチャレンジする精神を表しております。この精神のもと、音楽、自動車産業、光技術産業など世界を代表する企業を輩出し、今なお成長を続けています。

浜松市消防局では、令和6年に最新のデジタル機器を現場活動や119番通報等に導入するなど、消防指令管制システムを更新しております。また、救急需要の増加に対応するため、日勤救急隊の365日運用を開始しました。そして、従来から進めてきた施策をさらに強化し、大規模な自然災害など『あらゆる災害』に対応するため、消防資機材の整備に一層努め、他の消防本部や関係機関との連携体制を強化するとともに、安全管理体制の充実強化を進めています。加えて、人材育成・確保の取り組みとして、若手職員からベテラン職員まで一丸となって、魅力ある職場環境づくりに取り組んでいます。

消防団員の加入促進としては、若年層の理解を深め、入団意欲の向上を図るため、大学生の消防団員を主人公としたアニメーション動画を制作し、SNS等で配信しました。さらに、学生広報隊が市内大学等の学園祭にブース出展し、心肺蘇生法や初期消火の体験コーナーを設けるなど、若年層への認知拡大を図り、消防団員の増加につながっております。

これからも、困難な状況を「やらまいか」の精神で乗り越え、市民の安全・安心のため、様々な消防需要に対して柔軟に対応し、いつでも、どこでも、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制を目指してまいります。

多様化する火災リスクに備える！ 大規模倉庫における防火管理の新指針

予防課

1 はじめに

近年、人手不足やインターネット通販の拡大などの社会的背景により、倉庫の大規模化・多機能化が進んでいます。

こうした中、平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した大規模倉庫火災においては、防火シャッターが機能せず、倉庫内の広い範囲に延焼拡大し、消防活動が長時間にわたりました。この火災を受け、消防庁においては「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」を策定し、効率的に消防活動を行うことのできる環境を確保するため、建物中央部へのスプリンクラー設備の設置や2階以上の階への非常用出入口の設置等の主にハード面の対策を促進してきました。また、国土交通省においては、建築基準法令上の防火シャッターに係る告示の改正が行われました。その後、令和2年4月に宮城県岩沼市、令和3年11月に大阪市此花区においても大規模倉庫火災が発生し、これらの火災の都度、必要な対策を講じてきました。

一方、物流効率化等を目的とした倉庫の大規模化・多様化はさらに進み、従業員の託児所など福利厚生施設を併設した倉庫、複数の事業者がテナント利用するマルチテナント型の倉庫、保管・荷下ろし作業等が自動化された倉庫など様々な特徴を持つ倉庫が数多く見られるようになってきました。

このような大規模倉庫は、多数の建物利用者の避難、複数のテナントの連携した応急対応、高密度に保管された物品に対する初期消火など、防火管理面における課題を抱えていると考えられることから、消防庁では「予防行政のあり方検討会」において、これらの課題の対策を検討し、令和7年3月に「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン」を策定しました。

本稿では、ガイドラインの概要についてご紹介します。

2 ガイドラインの概要

(1) 対象

本ガイドラインの対象は、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以上となるものとしています。ただし、これに満たない倉庫であっても、本ガイドラインに掲げる火災リスクが考えられる場合には、本ガイドラインを参考に安全性の向上を適宜図ることを推奨しています。

(2) 近年の倉庫の特徴と想定される火災リスク

本ガイドラインでは、倉庫の防火管理者等が、それぞれの倉庫の実態に応じた実効性のある防火安全対策を講じることができるよう、近年増加する倉庫の特徴と想定される火災リスクを表1～4のとおり示しています。

表1 建物利用者の増加・多様化

特徴	福利厚生施設等の併設や、加工等の作業を有するなど倉庫機能の複合化により、建物利用者が増加している。また、正規職員に加え、アルバイト、短期間労働者、外国人労働者等、建物利用者の属性が多様化している。
想定される火災リスク	➤ 避難者の数が多くなることにより、避難に時間がかかるおそれがある。 ➤ 託児所などの避難行動に支援を必要とする者がいる場合、避難に時間がかかるおそれがある。 ➤ 建物に不慣れな者や日本語の理解が十分でない者がいる場合、避難に時間がかかるおそれがある。

表2 管理権原者が複数存在

特徴	マルチテナント型の倉庫のほか、福利厚生施設等が併設された倉庫など、同一建物内に管理権原者が複数存在する。
想定される火災リスク	➤ 建物内においてテナントごとに管理権原が分かれている場合、迅速・的確な応急対策を行うことが困難になる可能性がある。

表3 保管物品が多種多様

特徴	倉庫内の保管物品が多種多様となっている。
想定される火災リスク	➤ 保管物品が適切に管理されていない場合、火災発生・延焼拡大の危険性が生じる可能性がある。 ➤ 消防隊へ危険物等の保管状況などの情報提供がない場合、消防隊による消火活動が困難になる。

また、工事中の溶接・溶断など火花が発生する作業に伴う出火事例を踏まえ、工事関係の出火防止のポイントとして、火花の飛散する範囲内には保管物品を置かないようにすることや、移動できない保管物品には不燃材料によるカバーをすること等について示しています。

※物品の取扱いを人手に代わって行うなど、作業をサポートする物流システム機器（「マテリアルハンドリング機器」の略称）

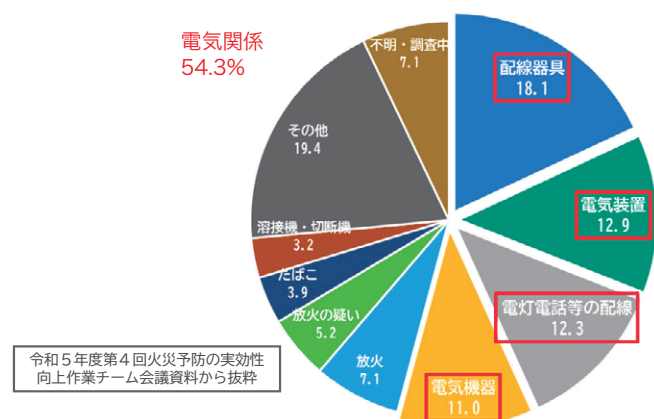


図2 倉庫（延べ面積1万㎡以上）の主な出火原因割合（2012年から2021年までの10年間）

さらに、可燃物及び危険物等の管理や、倉庫内のレイアウト変更等への対応について示しています。

イ 火災の覚知と情報共有

前アは火災の発生防止に関するポイントを示していますが、イ～オにおいては火災発生時の対応に関するポイントを示しています。

近年、マルチテナント型と呼ばれる倉庫のほか、福利厚生施設が併設された倉庫など、同一建物内に管理権原者が複数存在する倉庫が増加しており、管理権原者間の連携不足等により迅速・的確な応急対策を行うことが困難になるおそれがあります。

このため、事前の対策として、防災センター等を中心に各部署や各テナントを統括して管理する体制を構築することや、防災センター等との連携活動に関する事前計画の策定等について示しています。

また、災害時の対策として、防災センター等からの

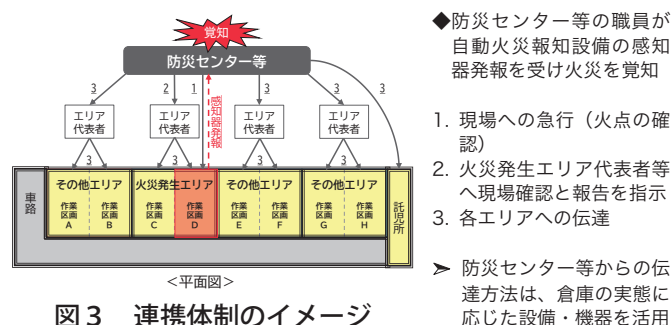


図3 連携体制のイメージ

指示や火災発生エリアからの情報が的確に伝達されるよう、防災センター等と各テナント等の対応の流れ、伝達する事項やタイミング等について示しています（連携体制のイメージは図4のとおり）。

ウ 初期消火・延焼拡大防止

近年、マテハン機器やロボットの導入による庫内作業の自動化や、倉庫内の高密度化が進んできています。これに伴い、火災発生後の初動対応が遅れると急速に延焼拡大し、消防隊による消火活動が困難になるリスクが高まっていると考えられます。また、マテハンの機器の配置等によっては、防火区画形成の障害となるとともに、避難経路が複雑化して、逃げ遅れが生じる可能性も考えられます。

このことから、事前の対策として、迅速かつ的確な消火活動が可能となるよう、自衛消防体制の構築や消火器・屋内消火栓等の設置位置を把握することについて示しています。また、可燃物の多い倉庫においては、消火器のみならず、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備の活用が重要であり、従業者全員が操作に習熟するための訓練を実施することについて示しています。加えて、延焼防止のため防火シャッターによる区画形成が必要不可欠であり、防火シャッターの降下を妨げる要因の排除や、定期的な点検の実施等を示しています（表6）。

表6 防火シャッター閉鎖障害チェックポイント

閉鎖に係る障害（例）	チェックポイント
・降下空間の物品等により閉鎖しない	・閉鎖の支障となる物品が置かれていないか
・ガイドレールの損傷、変形により閉鎖しない	・ガイドレールが損傷、変形していないか
・巻き上げ過ぎにより降下しない	・収納したカーテン部がケースに入り過ぎていないか
・シャフトや軸受けの歪みにより降下しない	・大きな地震

また、災害時の対策としては、消火器担当及び消火栓担当の従業者が直ちに消火活動を行うとともに、防火シャッターの閉鎖障害がないことを確認すること等について示しています。

エ 避難安全

近年の倉庫においては、物流に伴う作業（梱包や加工等）の一体的な実施や、従業者の福利厚生施設（託児所等）の併設等により、建物利用者が増加する傾向にあります。また、正規職員に加え、アルバイトや短時間労働者、外国人労働者等、建物利用者の属性が多様化していることから、迅速・的確な避難誘導の重要性が高まっています。

このことから、事前の対策として、平時からの避難



動線の確保や避難計画の策定、避難訓練の実施などについて示しています。(例：床面にラインテープや塗装などの明示物を施す、マテハン機器と避難経路が交錯しないようにする、避難責任者及びエリアリーダーを定める、避難方向を示す明示物の多言語化やピクトグラムを活用等)

また、災害時の対策としては、避難行動に支援を必要とする者がいるエリアでは自動火災報知設備の感知器が作動した一報目から避難準備を開始することや、避難責任者又はエリアリーダーは防災センター等から火災断定の伝達を受けた際に的確に避難指示をすること等について示しています。

オ 消防活動支援

インターネットショッピングの普及等により、倉庫内で保管する物品が多様多様になっており、危険物がそれと認識されないまま保管される場合もあります。

また、火災発生時、消防隊に保管物・収容物等の的確な情報提供がなければ、消火活動に支障をきたすおそれがあります。

このことから、事前の対策として、火災発生箇所、逃げ遅れの有無、消防用設備等の作動状況、火災拡大状況といった一般的な情報のほか、火災発生エリア内のレイアウト、マテハン機器の停止状況、建物や区画の進入口、危険物等の保管物品に係る情報等を集約できる体制を構築することについて示しています。

また、災害時の対策として、集約した情報等を適切に消防隊へ提供することや、排煙設備又は換気設備を活用した排煙等について示しています。

(4) 事業者の取組事例紹介

上記(3)においては、近年増加する倉庫の特徴や火災リスクに応じた対策を示していますが、これらの対策の中には大規模倉庫で既に独自に取り組まれている事例を参考としたものもあります。このように大規模倉庫の事業者が自ら取り組んでいる防火安全対策について、ガイドラインの最後に掲載しています。本稿では、その掲載内容の一部をご紹介します。

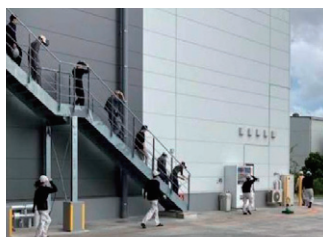


写真1 屋外避難階段からの避難訓練



写真2 屋内消火栓設備を使用した放水訓練



写真3 火災発生時の初動要領の掲示

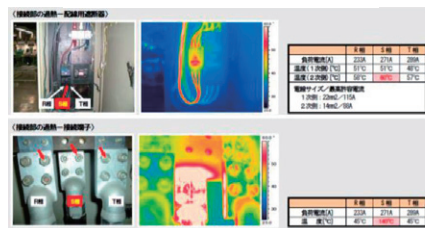


写真4 負荷の高い配電盤をサーモカメラにて点検



写真5 屋内消火栓設備周囲の物品放置禁止範囲の明示



写真6 床面に避難口への誘導表示を明示



写真7 防火シャッター降下空間の明示

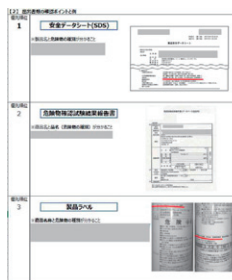


写真8 商品情報の収集



写真9 コンベアのシャッター連動設備

3 おわりに

大規模倉庫の火災は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす、地域社会や物流インフラ全体に深刻な影響を及ぼすものとなります。過去の火災事例から得られた教訓として、設備の整備にとどまらず、日常的な防火管理の徹底と関係者間の連携が、火災被害を最小限に抑えるために不可欠であるという点があげられます。

今回策定されたガイドラインは、そうした教訓を踏まえ、倉庫の多様化・複雑化に対応し、事業者自らが主体的に取り組むための実践的な指針として取りまとめました。

本ガイドラインを一つの契機として、事業者の方々が防火意識を高め、より安全で安心な倉庫運営を実現していくことが期待されます。

〈消防庁HP：大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン〉

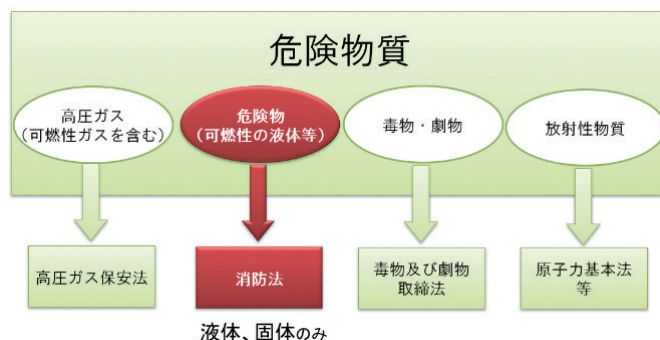
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-19.html>



消防法における「危険物」とその性状等について

危険物保安室

図1 危険物質の法令体系



(2) 危険物の定義

消防法における危険物の定義は、消防法第2条第7項において「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と規定されています。

ここでいう「消防法別表第一の品名欄」には、それぞれの分類ごとに固有の物品名が掲げられているもののほか、「その他のもので政令で定めるもの」、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」が掲げられています。「その他のもので政令で定めるもの」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第1条において規定されている物品名をいい「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」とは、消防法別表第一の品名欄に掲げられる物品を含有しているものをいいます。

また、「同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とは、「政令に定める危険性を判断するための試験」（以下「危険物判定試験」という。）において、政令で定める性状を有するものとされています。

危険物は、消防法別表第一において、性状に応じて第1類から第6類までの6つのグループに区分されており、性質及び特徴は表1のとおりになります。

表1 危険物の区分

類別	性質	特徴
第1類	酸化性固体	酸化力の強い固体又は衝撃に対する敏感性の高い固体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの
第2類	可燃性固体	比較的低温で着火しやすい固体の可燃物
第3類	自然発火性物質 及び 禁水性物質	空气中で発火するおそれのある固体又は液体、水と接触して発火するもの又は水と接触し可燃性ガスを発生する固体又は液体
第4類	引火性液体	引火性の液体
第5類	自己反応性物質	加熱等により爆発する危険性を有する固体又は液体
第6類	酸化性液体	酸化力の強い液体であり、可燃物の燃焼を著しく促進する性質を持つもの

1 はじめに

世の中には、様々な危険性を有する物質が存在しますが、それら全てが消防法令上の「危険物」として取り扱われるわけではありません。今回は消防法で規制される「危険物」について、その定義、性質について解説するとともに消防庁にて開催している「火災の危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の概要について御説明します。

2 消防法における危険物について

(1) 消防法における危険物の概念

消防法（昭和23年法律第186号）における危険物の概念は、一般に呼称されている概念と異なり、消防法上独自の見地からなされています。すなわち消防法における「危険物」の概念は一義的に火災危険性に着目したものであり、毒劇物や放射性物質など一般に危険と考えられている物品の全てを包含する概念ではありません。また、消防法における「危険物」は固体又は液体であり、プロパンガスや水素ガスなどの気体は「危険物」に該当しません。一般的な危険物質の主な法令体系は図1のとおりです。

(3) 危険物判定試験について

危険物であるかどうかは、消防法別表第一の品名欄にあるもので危険物判定試験の結果、一定の性状を示したものが危険物になります。(図2参照) また、各類ごとに危険物判定試験の方法が定められています。(表2参照) ただし、すでに危険物となるための性状の有無が明白なものについては行う必要はありません。(表3参照)

図2 危険物判定のフロー

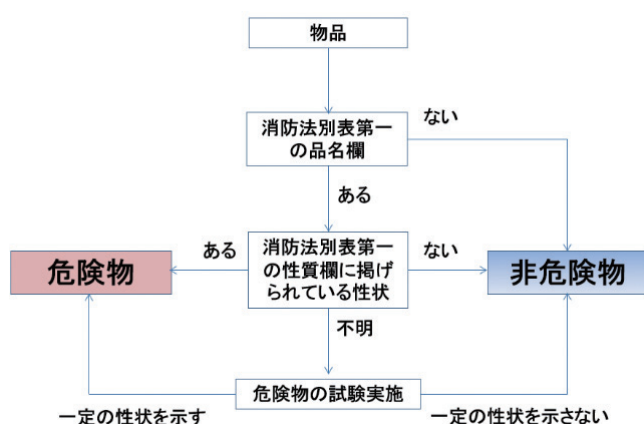


表2 危険物判定試験の種類

類別	試験方法	対象	測定される危険性
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する感受性
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	
第2類	小ガス炎着火試験	固体	火炎による着火の危険性
	引火点測定試験	固体	引火の危険性
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性

※以下の政令等を参照。

- ・政令第1条の3から第1条の8まで
- ・政令別表第3の備考
- ・危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）

写真 危険物判定試験の様子



落球式打撃感度試験(第1類)



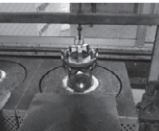
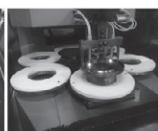
水との反応性試験(第3類)



熱分析試験(第5類)



引火点測定試験(第4類)



圧力容器試験(第5類)

表3 危険物判定試験によらず性状を有しているとみなすもの
(参照：消防法別表第一)

第2類 (可燃性固体)	硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	カリウム、ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム、黄りん
第4類 (引火性液体)	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトン ガソリン、灯油、軽油、重油 クレオソート油、ギヤー油、シリンダー油

また、判定試験において複数の危険性を示す物質は、どちらか一方の危険物に整理されます。(表4参照)

表4 複数の性状を有する物品の属する品名
(参照：危険物の規制に関する規則 第1条の4)

1類と2類の両方の性状を有する場合→ 2類

1類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

2類と3類の両方の性状を有する場合→ 3類

3類と4類の両方の性状を有する場合→ 3類

4類と5類の両方の性状を有する場合→ 5類

このような物質の場合、どちらか一方の類別と整理されることから、もう一方の類別の性質を有することに留意する必要があります。

3 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会について

(1) 検討会の目的

近年の科学技術の急激な進展により化学物質の種類が増加することに伴い、現在の消防法では危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上、支障を生ずる物質が流通し、火災発生の危険性や消火活動時の危険性が増大することが考えられます。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事故事例、生産量等の調査から該当する物質を早期に把握して危険性の評価検討を行い、危険物保安に資することを目的として平成21年度から毎年検討会を開催しています。

(2) 調査検討事項

ア 火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更に関すること

「危険物に該当しない物質のうち、消防法別表第一の性質欄に掲げる性状を有するおそれのある物質」又は「危険物に該当する物質のうち、他の類の性状を示すおそれのある物質」（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）を調査し、危険物への追加又は危険物の類別の変更を行うか否かについて調査検討を行います。

イ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の消防活動阻害物質への追加及び除外に関すること

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に新たに指定され、又は除外された物質について「消防法第9条の3第1項に定める火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当するか否か、又は除外を行うか否かについて調査検討を行います。

※消防活動阻害物質とは、消防法第9条の3第1項で「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定されています。

ここでいう「政令で定めるもの」とは、政令第1条の10第1項各号に掲げる物質で「当該各号に定める数量以上のもの」と規定されており、物質名とその数量は表5のとおりです。

表5 消防活動阻害物質と数量
(参照：政令第1条の10)

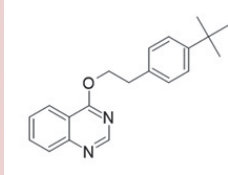
消防阻害物質	数量
圧縮アセチレンガス	40キログラム
無水硫酸	200キログラム
液化石油ガス	300キログラム
生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう。)	500キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上欄に掲げる物質	30キログラム
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上欄に掲げる物質	200キログラム

(3) 令和6年度検討会結果について

調査検討の結果、消防阻害性物質について、以下の1物質を指定することが適当とされました。

○4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（ただし、4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）

表6 新規指定物質概要

物質名	構造式
4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（ただし、4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）	

令和6年度の検討結果等は下記のホームページを御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-156.html

なお、危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）の改正については、令和7年10月以降を予定しています。

4 おわりに

消防庁では、災害の発生を未然に防止するため、今後も継続して火災危険性を有するおそれのある物質等の調査検討を行い、新規物質等の危険性の早期把握に努めて参ります。

なお、令和7年度の検討会については、第1回を6月に開催しており、年度内に検討結果を公表する予定です。今年度の検討会の動向については、下記のホームページで公開しておりますので御確認ください。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-171.html

問合せ先
消防庁危険物保安室 危険物判定係
TEL: 03-5253-7524

令和6年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の現況について

令和6年12月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が一部改正され、石油コンビナート等特別防災区域は76地区（32都道府県）となりました。

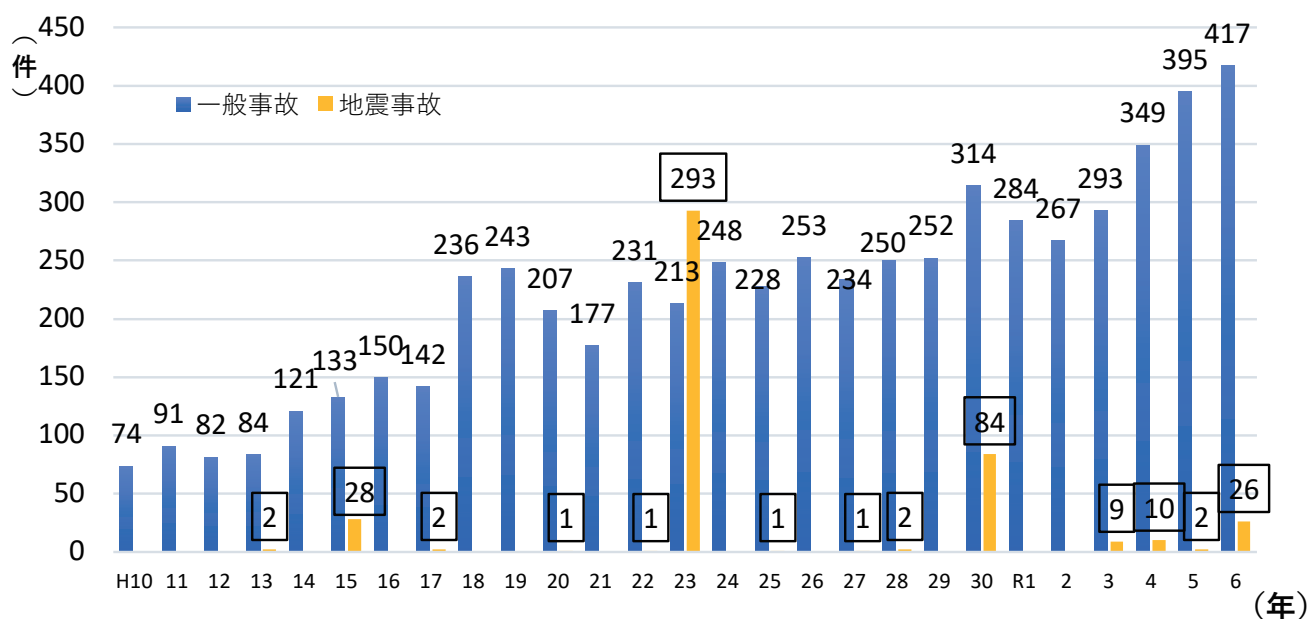
特定事業所は642（令和6年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が318（うち、レイアウト事業所144）、第2種事業所が324となっています。

3 令和6年における事故発生状況について

令和6年中（令和6年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故件数は443件（前年比46件増）で、地震によらない一般事故が417件、地震による事故が26件でした。また、事故による死者は2人（前年から増減なし）、負傷者は72人（前年比47人増）で地震による死傷者は発生していません。地震による事故は1月1日の令和6年能登半島地震により26件発生しており、内訳は火災事故1件、漏えい事故8件、破損事故17件でした。

【表1. 令和6年 事故発生状況】

年	特定事業所数	事故件数		死傷者数	
		一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
令和6年	642	417	26	2	72
令和5年	647	395	2	2	25

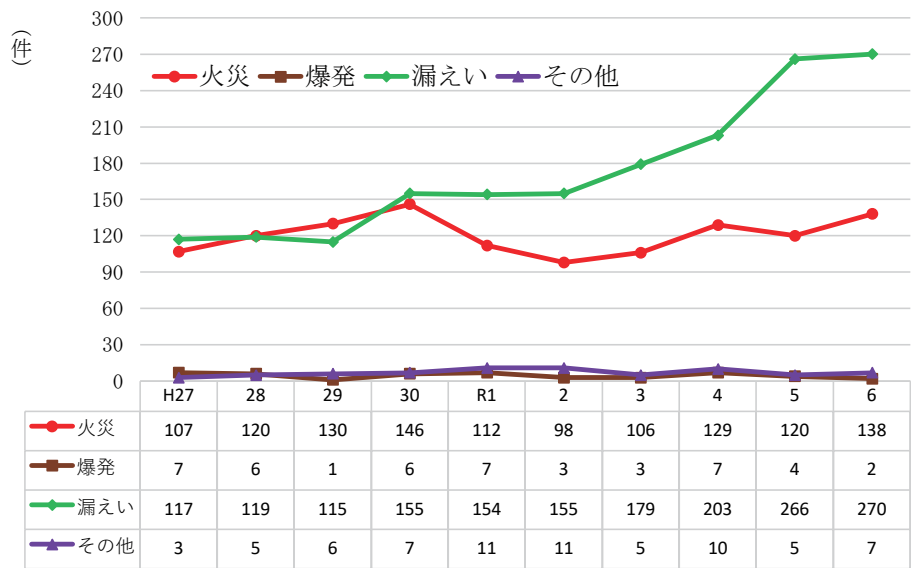


【図1. 平成10年以降の事故発生状況】

(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を事故種別ごとにみると、火災138件（前年比18件増）、漏えい270件（前年比4件増）、爆発2件（前

年比2件減）、その他7件（前年比2件増）となっています。
過去10年では漏えいの増加が顕著となっています。

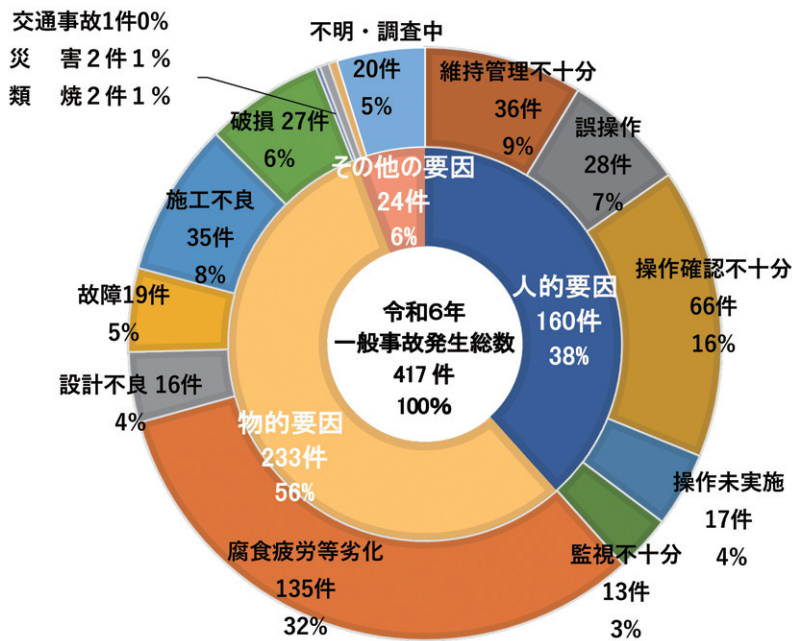


【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生状況】

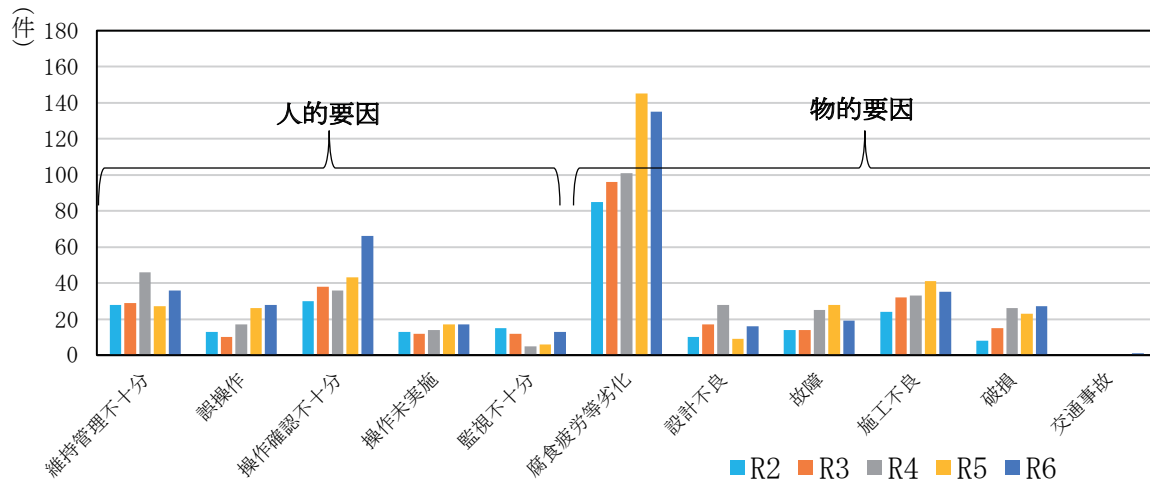
(2) 発生要因ごとの一般事故発生状況

一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが160件（38%）、物的要因によるものが233件（56%）となっており、その内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」

135件、「操作確認不十分」66件、「維持管理不十分」36件、「施工不良」35件となっています。
また、「腐食疲労等劣化」が全体の約3割を占め、他の要因と比べて高い割合が継続しています。



【図3. 令和6年 発生要因別の一般事故発生状況】



【図4. 過去5年発生要因別一般事故発生状況の推移】

(3) 損害額・死傷者の発生状況について

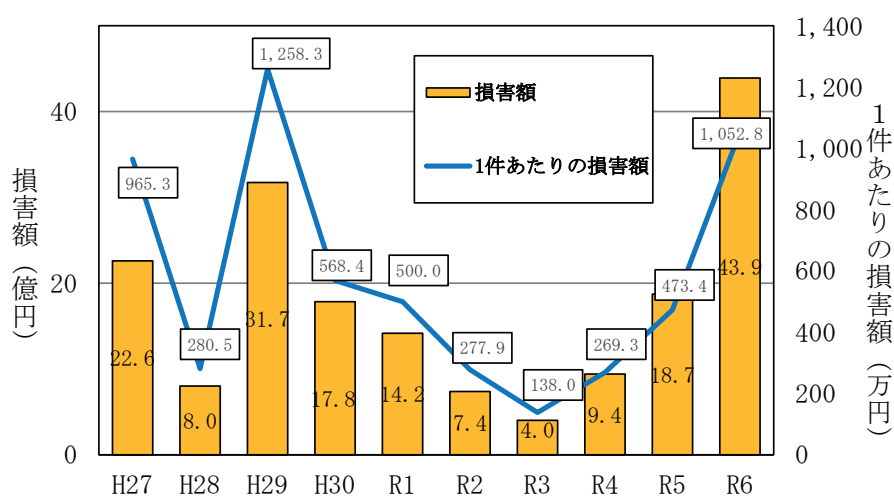
ア 損害額の状況

一般事故417件中、損害額が計上される（1万円以

上）事故は187件発生し、その合計は43億9,342万円となりました。そのうち、爆発による損害が5割を占めています。

【表2. 令和6年一般事故損害額の状況】

事故種別	損害額（万円）	割合（％）
火災	115,592	26.3
爆発	245,992	56.0
漏えい	23,730	5.4
その他	54,028	12.3
合計	439,342	100.0

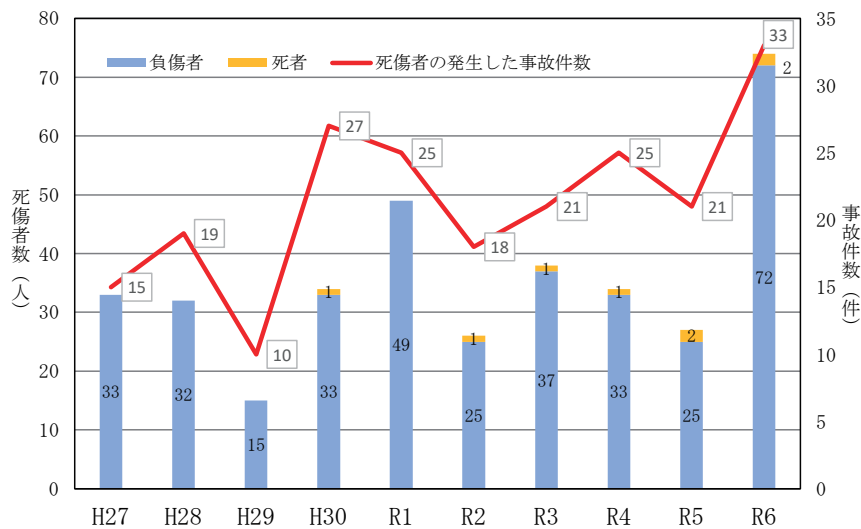


【図5. 過去10年一般事故における損害額の推移】

イ 死傷者の状況

令和6年の一般事故417件のうち、死傷者が発生し

た事故は33件で、死者2名、負傷者72名が発生しています。



【図6. 過去10年一般事故における人的被害の推移】

(4) 業態別の一般事故発生状況について

特定事業所の業態別の一般事故発生状況は、表3のとおりです。

業態別の一般事故発生件数の比較では、「石油製品・石炭製品製造業関係」、「化学工業関係」、「鉄鋼業関係」の順に事故が多く、一事業所あたりの事故発生件数につい

ては、「石油製品・石炭製品製造業関係」が高い数値となっています。

また、危険物、毒劇物、高圧ガスを扱うことが多い「化学工業関係」、「石油製品・石炭製品製造業関係」では漏えいが、製鉄における熱源の利用が多い「鉄鋼業関係」では火災が、それぞれ多く発生していることが特徴的です。

【表3. 令和6年中業態別一般事故発生状況】

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 え い	そ の 他	小 計	事 故 の 総 件 数 に 対 す る 割 合 (%)	業 態 別 事 業 所 数	一 事 業 所 あ た り の 事 故 発 生 件 数
食料品製造業関係							4	
パルプ・紙・紙加工製造業関係			3		3	0.7	3	1.00
化学工業関係	43		84	1	128	30.7	218	0.59
石油製品・石炭製品製造業関係	43		135	2	180	43.2	44	4.09
窯業・土石製品製造業関係	3				3	0.7	9	0.33
鉄鋼業関係	32	1	12	2	47	11.3	29	1.62
非鉄金属製造業関係	4		3		7	1.7	15	0.47
機械器具製造業関係	4		3		7	1.7	8	0.88
電気業関係	5	1	9		15	3.6	55	0.27
ガス業関係	2		5		7	1.7	32	0.22
倉庫業関係	2		15	2	19	4.6	216	0.09
廃棄物処理業関係							5	
その他			1		1	0.2	4	0.25
合 計	138	2	270	7	417	100.0	642	0.65

(5) 施設区分別の一般事故発生状況

一般事故を施設区分別でみると、「危険物施設」及び「その他の施設」※において多くの事故が発生しており、「危

険物施設」では漏えいが、「その他の施設」では火災が多く発生しています。

【表4. 令和6年中 施設区分別一般事故の状況】

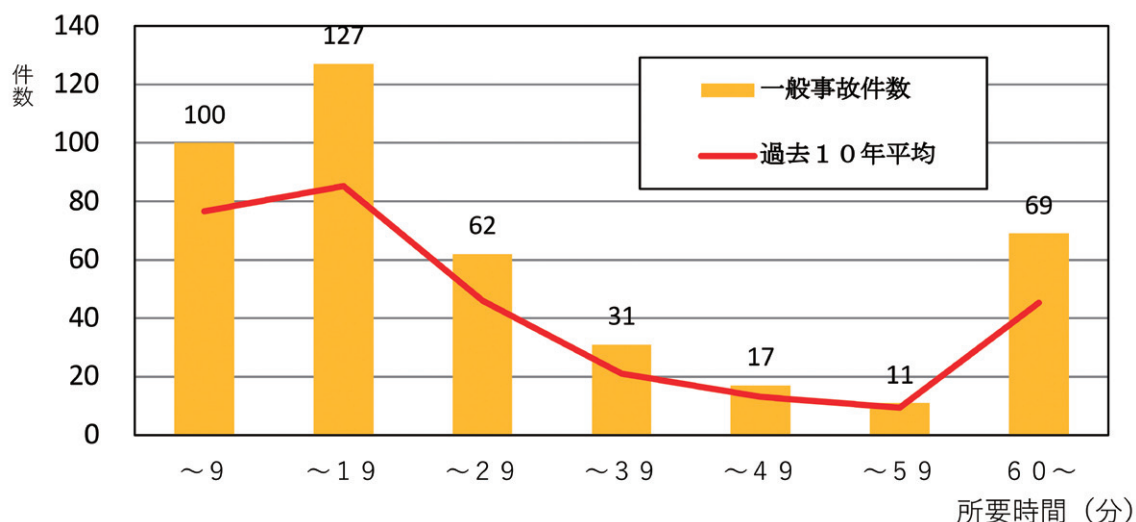
事故	施設	危険物製造所等		高圧ガス施設	その他の施設	合 計
		危険物施設	高圧混在施設			
火 災		44	20		74	138
爆 発		1			1	2
漏えい		175	34	11	50	270
その他		3		1	3	7
合 計		223	54	12	128	417

※その他の施設には、作業場、車両、空地、毒劇物施設等がある。

(6) 一般事故における通報状況について

一般事故における事故発生時の通報状況は図7のとおりです。

事故発生時の通報は、比較的早期に実施できている一方で、60分以上経過している事案も少なくありません。



【図7. 令和6年中 一般事故における発見から通報までの状況】

(7) 令和6年中に発生した主な事故事例

〈事故事例1〉

事故概要：フランジガasket交換作業中にフランジ間からスチーム状の軽油が噴出し作業員6名が負傷したもの。

発生日時：5月26日 15時00分

発見日時：5月26日 15時00分

覚知日時：5月26日 15時02分

処理完了：5月26日 17時45分

事故種別：流出

主 原 因：操作確認不十分

業 態：石油製品・石炭製品製造業関係

施設区分：製造施設地区

死 傷 者：1名（死亡）1名（重症）2名（中等症）2名（軽症）

損 害 額：2万円

事故発生原因：フランジ部からのガス漏えいの復旧のため、ガasket交換工事の計画をした。当該工事の準備としてリサイクルガスコンプレッサーを用い、窒素による系内の液移送を実施した。熱交換器の下流にある受槽の液位上昇が止まったことから液移送完了と判断したが、実際には反応塔出口水平配管に油が

残留しており、更に反応塔内の触媒に付着していた油が徐々に流出することで反応塔出口配管が液シールされた。

更に、反応塔内の蓄熱により残油の分解が発生していた状態で、配管が液シールされたことで系内の圧力上昇が始まり、結果、下流の熱交換器フランジ部へ気体と共に軽油が移動して吹き出しに至った。

再発防止対策：・リスクアセスメントの実施体制に関する強化策の仕組化
・工事環境確保におけるドレン滞留及び圧力上昇に関する改善策の仕組化
・安全審査の更なる強化

〈事故事例2〉

事故概要：【一部推定】

ベルトコンベアで木質ペレット（以下「木質バイオマス燃料」という。）をバンカ内に受入中、ボイラ建屋13階において、爆発的な燃焼が発生し、ボイラ建屋が破損、焼損し、接続されている石炭や木質バイオマス燃料をバンカ内へ投入するベルトコンベア、中継タワーが破損及び焼損したもの。

発生日時：1月31日 15時10分

発見日時：1月31日 15時11分

覚知日時：1月31日 15時11分

処理完了：1月31日 20時04分

事故種別：爆発

主 原 因：不明

業 態：電気業関係

施設区分：－

死 傷 者：－

損 害 額：24億5932万円

事故発生原因：バイオマスバンカ内から外部へ圧力が作用した破損状況は確認できる。

再発防止対策：・高所で発生した事案の消火活動対応、自主保安対策の必要性
・木質バイオマス燃料等を貯蔵、取扱う事業者へのハード、ソフト面における指導の必要性
・発生した災害規模に応じた対外機関との対応
・事故のメカニズムを踏まえ、事故要素

である着火源及び粉じん濃度対策の実施

- ・事故が発生した場合に被害を最小限に抑えるための安全装置の設置
- ・木質バイオマス燃料の輸送を空気による圧送とすることで、可動部を無くし摩擦発熱リスクの低減化
- ・バイオマスバンカ内で爆発が発生した際の対策として、爆発放散口による保護の実施
- ・再発防止対策が完了するまで木質バイオマス燃料の使用の禁止

〈事故事例3〉

事故概要：令和6年1月10日19時58分頃、希硫酸濃縮槽の温度高アラームが発報し、詳細を確認したところ、希硫酸濃縮槽の上流にある廃硫酸処理槽からの移送量が低下していることが判明した。現場確認したところ、廃硫酸処理槽の側面から廃硫酸が漏洩していることを発見し、20時15分に119番通報を実施した。20時20分に廃硫酸処理槽内の抜液を開始し、1月11日00時20分抜液を完了し漏洩は停止した。廃硫酸が434リットル漏洩したが、全て防液堤内に留まり、外部への漏洩はなかった。

発生日時：1月10日 19時45分

発見日時：1月10日 20時10分

覚知日時：1月10日 20時15分

処理完了：1月11日 00時51分

事故種別：流出

主 原 因：腐食疲労等劣化

業 態：化学工業関係

施設区分：製造施設地区

死 傷 者：－

損 害 額：1502万円

事故発生原因：廃硫酸処理槽内に保管していた廃硫酸の温度と、加温用スチーム入口部の温度差が局所的に大きくなった結果、熱衝撃が生じた。この熱衝撃により、廃硫酸処理槽内面のグラスライニングに微小な割れが発生し、母材に廃硫酸が接触して腐食した。さらに、腐食の過程で発生したガスによりグラスライニングと母材の間に

圧力がかかり、グラスライニングが剥離。これに伴い母材の腐食がさらに進み、最終的に母材が貫通して廃硫酸の漏洩に至った。

- 再発防止対策：・当該機器の更新を実施。また、その後の更新計画の見直し
- ・運転開始前に廃硫酸処理槽内の液温を確認し、スチームとの温度差を100度未満とする
 - ・温度差を100度未満とすることを、運転開始チェックシートに反映する
 - ・係員に再教育を実施する

4 おわりに

先述のとおり、一般事故の総件数は、平成元年以降最も多い発生件数となり、操作確認不十分及び維持管理不十分（人的要因）並びに腐食疲労等劣化及び施工不良（物的要因）が多くを占める傾向が続いております。

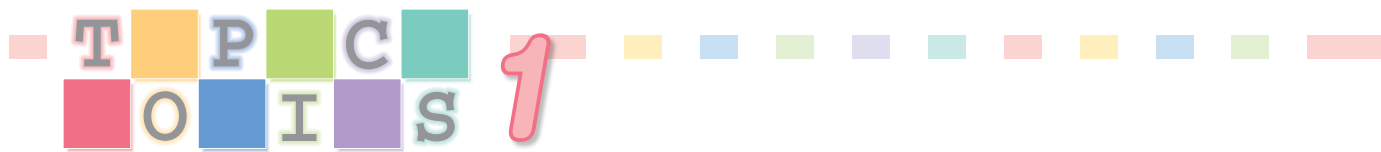
これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の共有、技術的背景（know-why）を把握するための教育、協力会社を含めた安全管理教育等による保安教育体制の充実が望まれます。また、腐食疲労等劣化対策としては、効果的な腐食点検技術、保安・保守業務にビッグデータ、AI及びドローン等の先進技術を導入し、より高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

また、事故発生時の課題としては、発見から通報までに30分以上を要している事案が例年3割程度あることです。迅速な通報は、災害の拡大防止を図るうえで最も重要な応急措置であることから、特定事業所には出火、漏えいその他異常な現象が発生したときには、直ちに消防署等に通報することが義務づけられています。したがって、特定事業所においては、通報する者と応急対応する者で明確に役割分担しておくなど、迅速な通報が行える体制を構築しておくことが大切です。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和6年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/250528_tokusai_1.pdf



「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」について

総務課

1. はじめに

一層厳しさを増す安全保障環境の中、自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立が喫緊の課題となっており、政府においては、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」を設置し、令和6年12月20日、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられました。

基本方針の中では、「自衛官として培った知識・技能・経験を地域防災に一層活用するべく、地方公共団体における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用の確保、職務や責任にふさわしい処遇の確保が進むよう関係省庁が連携して地方公共団体への働きかけを行う」こととされました。

これらを踏まえ、消防庁及び防衛省では、令和7年3月7日に、「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」（以下「申合せ」という。）を行いました。

2. 申合せの内容

申合せの内容について、以下（１）～（８）のとおりに紹介します。

（１）自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成

消防庁は、消防防災ヘリコプターを運航する地方公共団体（以下「運航団体」という。）のうち、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成を希望するものがある場合は、自衛隊操縦士養成施設における受入れの可否について、その都度、防衛省と協議することとする。

また、防衛省は、自衛隊操縦士養成施設における受入れが可能である場合は、自衛隊操縦士養成施設において、消防防災ヘリコプター操縦士の養成を実施することとする。

（２）若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士等の消防吏員等としての活用

消防庁は、毎年度、以下の情報を防衛省に提供することとする。また、防衛省は、消防庁より情報提供があった場合は、運航団体及び消防本部への採用を希望する若年定年退職自衛官にその情報を提供することとする。

- ・運航団体による操縦士、運航安全管理者、航空整備士の募集に関する情報
- ・消防本部による自動車整備士、海技士及びその他消防業務に係る職務の募集に関する情報

（３）任期満了退職自衛官の消防吏員としての活用

① 退職予定の任期制自衛官に対する情報提供等

消防庁は、毎年度、各消防本部の採用試験の予定等の情報を防衛省に提供し、防衛省は、その情報を、消防吏員を志願する退職予定の任期制自衛官に提供することとする。

また、消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、退職予定の任期制自衛官を対象とする再就職に関する説明会の機会等を利用し、消防の任務等について情報提供を行うよう促すこととする。

② 各消防本部に対する情報提供等

防衛省は、消防吏員を志願する退職予定の任期制自衛官に対し、任期制自衛官としての任期を修了予定である事実等を証する資料を交付し、消防庁は、毎年度、各消防本部及び市町村に対し、この取組について情報提供を行うこととする。

（４）若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防団員としての活用

消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、消防団への募集に関する情報を各自衛隊地方協力本部へ提供するように促すこととする。

また、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、各消防本部及び市町村との連携・協力を促すとともに、消防団への募集に関する情報について、退

職予定の若年定年制自衛官及び任期制自衛官への積極的な提供を行うよう促すこととする。

(5) 若年定年退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における活用

防衛省及び消防庁は、連携して、地方公共団体の防災・危機管理部門における若年定年退職自衛官の活用に関する理解を促すこととする。

(6) 自衛官、消防吏員及び消防団員の確保に向けた取組の推進

防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、各消防本部及び市町村との合同採用説明会等の開催を促すこととする。

また、消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、各自衛隊地方協力本部との合同採用説明会等の開催を促すこととする。

防衛省及び消防庁は、各自衛隊地方協力本部と各消防本部及び市町村が連携して実施した合同採用説明会等の事例を収集し、その成果を相互に情報提供するなどの取組を推進することとする。

(7) 若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防設備関連の企業における活用

消防庁は、消防設備関連の企業に対し、消防設備の業務における勤務環境、キャリアパス、必要又は有用となる資格を示すなど、退職予定自衛官への広報を積極的に行うよう促し、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、消防設備関連の企業が行う広報について、退職予定の若年定年制自衛官及び任期制自衛官への積極的な提供を行うよう促すこととする。

また、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、消防設備関連の企業へ業種説明会や合同企業説明会に関する情報提供を行うとともに、インターンシップの機会の設定などの取組を行うよう促し、消防庁は、消防設備関連の企業に対し、業種説明会への講師の派遣、各自衛隊地方協力本部や一般財団法人自衛隊援護協会等が開催する合同企業説明会への参加、インターンシップの受け入れなどの協力を行うよう促すこととする。

(8) 協議

本申合せの解釈に疑義が生じた場合、本申合せの改定が必要な場合又は本申合せに定めのない事項を定める必要が生じた場合は、防衛省及び消防庁は協議を行うものとする。

3. おわりに

消防庁といたしましては、本申合せに基づき、防衛省と連携し、各消防本部における退職自衛官の更なる活躍をしっかりと推進してまいります。

問合せ先

消防庁総務課 企画係
TEL: 03-5253-7506

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1. はじめに

令和6年中の救急自動車による救急出動件数は771万7,123件（対前年比7万8,565件増、1.0%増）、搬送人員は676万4,838人（対前年比12万3,418人増、1.9%増）で救急出動件数、搬送人員ともに集計を開始した昭和38年以降、最多となりました。（図1参照）

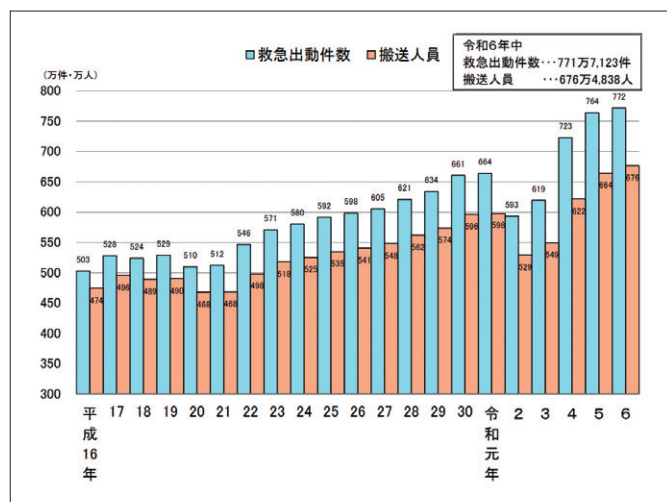


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移
（「令和6年中の救急出動件数等（速報値）」より抜粋）

救急需要の増大や救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られていますが、財政状況等の事情もあり配備率は100%に至っていません。（図2参照）

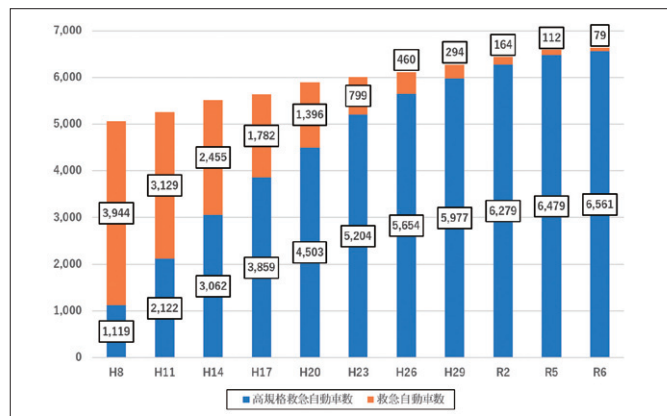


図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移
（「令和6年版救急・救助の現況」より作成）

2. 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業は、全国の消防本部に高規格救急自動車を配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的としています。消防庁では、寄贈元であるアステラス製薬株式会社、一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。上記3団体からは、50年以上にわたり全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈をいただいております。累計台数は2,719台（令和7年4月1日現在）となっています。

寄贈を受けた消防本部からは「円滑な救急業務の遂行にあたり、高規格救急自動車の寄贈は大変ありがたい。」「地域住民の安全・安心に寄与するとともに、消防力の強化に繋がり相乗効果は大きい。」など、寄贈元団体への感謝の言葉が寄せられています。



アステラス製薬株式会社 寄贈 一般社団法人
茨城西南地方広域市町村圏 日本自動車工業会 寄贈
事務組合消防本部（茨城県） 名取市消防本部（宮城県）
一般社団法人
日本損害保険協会 寄贈
綾部市消防本部（京都府）

3. おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本損害保険協会の3団体から高規格救急自動車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた高規格救急自動車が活躍し、地域住民の方々への安全・安心の提供や、救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実が図られることを期待しています。

問合せ先

消防庁救急企画室 竹田、松田、三宅
TEL: 03-5253-7529

アニメ『怪獣8号』とタイアップした住宅用火災警報器の維持管理広報用ポスターの配布

予防課

消防庁では、アニメ『怪獣8号』とタイアップした、住宅用火災警報器の維持管理広報用ポスターを作成し、全国の消防本部等へ配布しました。

本ポスターは、インパクト、知名度のある「怪獣8号」とタイアップすることにより、火災の恐ろしさ、住宅用火災警報器の設置・維持管理の重要性について広く伝えるものです。

住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙等を感知し、警報音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅用火災警報器の設置は、平成18年6月から新築住宅に義務化され、既存住宅には、平成23年6月までに義務化されています。

設置から10年を経過する住宅用火災警報器が増えており、電池切れや故障等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されていることから、定期的に点検を実施し、電池切れや故障した機器の交換といった適切な維持管理が必要です。

近年、住宅火災件数と住宅火災による死者数は増加傾向にあります。住宅火災による死者の多くは「逃げ遅れ」により発生しており、住宅用火災警報器により、火災を早期に覚知することで、被害を低減することが重要となっています。

詳しくは、消防庁ホームページ（住宅防火関係）をご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html>

タイアップアニメ『怪獣8号』について

累計発行部数 1,800万部を突破した松本直也による人気漫画を原作とするアニメ『怪獣8号』は、2024年4月に第1期が放送されました。挫折を経験しながらも防衛隊の夢を追いつけるカフカをはじめとする魅力的な

キャラクターや、怪獣との緊迫感溢れる戦い、仲間たちとの絆が人気を博し、国内外で大きな反響を呼びました。

7月19日（土）よりテレ東系列ほかにて放送が開始される第2期では、「怪獣8号」として防衛隊に拘束されるカフカの前に、防衛隊最強の男・鳴海弦が登場します。さらに、進化した脅威の登場により、防衛隊はかつてない窮地に立たされることとなります。

世界を熱狂させた新時代の怪獣バトルアクションが再び動き出します。

詳しくは、こちらの公式ホームページをご参照ください。
<https://kaiju-no8.net>



問合せ先

消防庁予防課予防係 谷川・高木
TEL: 03-5253-7523

令和7年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和7年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月1日（火）、首相官邸において、石破内閣総理大臣のほか、大沢消防庁長官等が列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で3名と3団体が受賞し、石破内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部） ※敬称略

藏 蘭 多鶴子
原 裕子
山田 幸雄

内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

公益社団法人さいたま市防火安全協会
中津川市連合女性防火クラブ
はねかわ太陽認定こども園幼年消防クラブ



挨拶を述べる石破内閣総理大臣



石破内閣総理大臣から受賞者代表（藏蘭多鶴子氏）への表彰状授与

2 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及徹底や安全水準の向上のために尽力又は貢献された個人・団体を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため献身的に尽力された消防団員及び女性防火クラブ員を表彰しているものです。



式辞を述べる富樫総務副大臣

今年度は、去る7月10日（木）、総務省講堂において、村上総務大臣に代わり、富樫総務副大臣、大沢消防庁長官等が出席し、秋本日本消防協会会長／日本防火・防災協会会長、西藤日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙行了しました。今回は、安全功労者として個人の部27名、団体の部9団体が、消防功労者として消防団員6名、女性防火クラブ員7名が受賞し、富樫総務副大臣から表彰状が授与されました。



富樫総務副大臣から受賞者代表への表彰状授与

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（個人の部）

山田 はるみ	星 豊
長島 清	山口 佳郎
林 敬	石綿 勝
川崎 慶藏	齊藤 亀三
鈴木 規方	鈴木 又右衛門
高橋 勤	中山 紀子
道山 勝美	白井 幸則
澤田 明広	竹内 昇
石井 章雄	榊井 増太郎
吉村 幸滋	清水 光晴
珠山 信孝	中山 せつ子
松枝 志保子	荒木 眞治
大坪 良平	後藤 猛
高井 欣司	

安全功労者

総務大臣表彰受賞者（団体の部）

丹後上町会自主防災会
赤坂災害予防協会
岐阜市女性防火クラブ運営協議会
戸ノ内自主防災会
丸山地区防災福祉コミュニティ
本河内2丁目第1・第2女性防火クラブ
一般財団法人杏仁会
公益社団法人熊本県精神科協会熊本県あかねの里
医療法人聖粒会慈恵病院

消防功労者

※敬称略

総務大臣表彰受賞者（消防団員）

藤枝 哲也	鈴木 茂
山川 栄勇	宮本 光明
藤元 敬	東 弘志

消防功労者

総務大臣表彰受賞者（女性防火クラブ員）

池田 光恵	佐々木 貞子
瀬戸 富美子	櫻澤 秀子
松村 育美	小西 久美子
上松 淑子	

問合せ先

消防庁総務課表彰係
TEL: 03-5253-7521（直通）



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

1 全国一斉開始日の決定について

消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組みである「マイナ救急」の全国展開を推進しています。

今年度は、全国すべての720消防本部5,334隊（常時運用救急隊の98%）において、マイナ救急を実施することとしており、全国一斉開始日を令和7年10月1日に決定しました。

なお、令和6年度の実証事業に参加した67消防本部660救急隊は令和7年4月以降順次マイナ救急を開始しており、また、下表のとおり、一部の消防本部においてはマイナ救急を実施している救急隊の数を増やして実施しています。

開始日	消防本部名	マイナ救急を実施する救急隊の数
7月22日	大阪市消防局	10隊→73隊（全救急隊）
8月1日	東京消防庁 札幌市消防局	6隊→111隊（約4割の救急隊） 5隊→36隊（全救急隊）

（※）大阪市消防局は、日勤救急隊2隊を除く。

2 全国説明会の実施について

マイナ救急の全国一斉開始に向けて、全国すべての720消防本部を対象にした動画による説明会を実施しました。

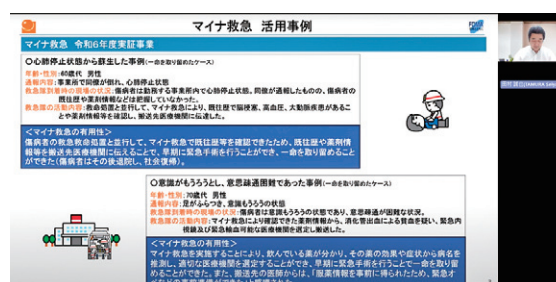
冒頭、令和7年7月1日付で消防庁長官に就任した大沢博長官より挨拶があり、その後、救急企画室から以下について説明を行いました。

- ・マイナ救急事業の概要として、マイナ救急の活用事例やスケジュールについて説明するとともに、各自治体における広報を依頼しました。
- ・マイナ救急システムの運用手順として、タブレット端末での閲覧方法、マイナ救急により閲覧できる医療情報について説明しました。
- ・マイナ救急システムの事前準備として、タブレット端末等の無償貸付、電子証明書発行までの流れについて説明しました。
- ・マイナ救急に要する経費について、令和8年度から自治体負担となることを踏まえ、当該経費等に関する主な質問に対して回答しました。

【令和7年度マイナ救急全国説明会】



（総務省消防庁 長官 大沢 博）



（マイナ救急事業の概要について）

「マイナ救急」に関するお知らせ

令和7年10月1日から全国一斉開始



3 広報イベントの実施について

7月25日（金）に、マイナ救急の認知度向上の一環として、大阪・関西万博会場において、大阪市消防局との共催でマイナ救急に関するイベントを実施しました。

イベントでは消防庁鳥井審議官の挨拶に続き、救急隊員によるマイナ救急のデモンストレーションを行いました。また、「マイナ救急」をはじめとする救急に関する知識を深めていただくため、「万博de救急クイズに挑戦！」を実施し、来場された多くの方にご参加いただきました。

イベント風景



消防庁鳥井審議官挨拶



救急隊員によるマイナ救急のデモンストレーション



「万博de救急クイズに挑戦！」



問合せ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

「消防団への入団促進」のイラストを公募！

北海道総務部危機対策課消防係

北海道では、新たなクリエイターや作品の誕生を支援するため、漫画・イラストの公募コンテスト「北のまんが大賞」を開催しており、令和6年度の第9回のイラスト部門に「道内消防団への入団促進」を募集テーマとして、2点の入賞作品を含む19作品の応募がありました。

これらの作品は、道内各市町村や消防本部の各種広報紙等で活用可能であり、今後、消防団員の入団促進に関するイベント等での活用を進めます。



令和7年度林野火災対応合同訓練の実施について

恵那市消防本部

令和7年5月20日、市内事業所、岐阜県防災航空及び当市消防本部の3機関で林野火災対応合同訓練を実施しました。

本訓練は、近年全国各所で起こっている、大規模林野火災が当市で発生した場合の初動体制や関係機関との連携を確認するとともに、災害対応能力の強化を目的とし活動を実施しました。

今後も訓練を重ね、災害対応能力の向上を図っていきます。



消防通信 望楼 ぼうろう

「滋賀安心安全フェスタ2025」を開催しました。

湖南広域消防局

湖南広域消防局では、令和7年5月31日（土）に管内（草津市）の大型商業施設で自衛隊、警察、消防の三機関合同のフェスタを開催しました。

このフェスタは、火災予防の啓発と併せて、将来、消防士を目指す子どもたちへのアプローチとして毎年開催しているもので、湖南消防音楽隊のオープニング演奏から始まり、消防車・救急車の展示、制服や防火服の試着体験コーナーなど多くの方に消防に触れ、楽しんでいただくことができました。また、国民、県民、市民の安心・安全を守る自衛隊、警察、消防の仕事内容を知っていただくことができ、有意義なイベントとなりました。



鉄道災害時の安全対策研修会(阪急電鉄)を実施しました

豊中市消防局

豊中市消防局では、令和7年5月29日（木）に兵庫県宝塚市にある阪急電鉄平井車庫において、鉄道災害時の安全対策研修会を実施しました。

この研修会は、事故発生時の通報体制や救助活動時の安全管理体制を確立するために、平成16年から実施しています。同電鉄の沿線を管轄する11市2町の消防職員と阪急電鉄職員が参加し、緊急連絡体制や車両の構造等を学び、実車両を使用した救出基本訓練を実施しました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



救助科における教育訓練 ～理想の救助隊長像を求めて～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。

令和7年度の第90期は、4月16日から6月6日までの日程で実施され、48名の学生が240時間の教育訓練を修了し、無事卒業しました。

救助科では、「安全管理」「現場指揮」「人材育成」の3本柱を軸に、多岐にわたる分野の講義や実際の現場に即した訓練を重ねました。また、「救助人材育成ガイドライン・救助訓練指導マニュアル」に基づき、「理想の救助隊長像」をテーマにした課題研究を実施しました。

実科訓練では、学生自らが企画・立案・調整・運営まで一連の流れを実践する「学生企画訓練」を実施し、約1か月の準備期間を経て、2日間にわたる各種訓練



学生企画訓練

を学生主体で計画しました。近県の教育支援隊に加え、東北地方や九州地方からも特別高度救助隊の教育支援隊の協力を受け、企画・調整及び当日の運営全般に至るまでの評価を受けることで、訓練指揮者としての企画運営力の向上に努めました。

さらに、火災救助、山岳救助、震災救助といった一般的な救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練、各地域で発生している多数傷病者への対応、大規模イベントで想定されるNBCテロ災害などの大規模災害対応まで、多岐にわたる内容で訓練を実施することで、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理について実践的に習得しました。

校外研修では、日本航空安全啓発センターや東京消防

庁災害史安全教育室を訪れ、改めて人の命の尊さを痛感し、殉職事故を起こさないために、あらゆる手段を講じることを誓う貴重な機会となりました。

最終の課題研究発表では、約1ヶ月半にわたり研究した内容をマインド編、現場編、訓練編に分けて発表しました。ここでは、消防大学校の



課題研究II(発表)

教授をはじめ、消防庁の担当者や講師との意見交換を通じて、「理想の救助隊長像」がより明確になりました。

研修を終えた学生からは、「幹部・指揮者・指導者として、多くの気づきと学びがあり、非常に充実したカリキュラムであり、人として成長できた。」「全国から集結した熱い思いを持った仲間と出会えたことは、今後の消防人生において大きな財産になった。」「理想の救助隊長像として今の自分に何が足りないのか、何をすべきなのかが明確となりました。」といった意見が数多く寄せられました。

最後に、消防大学校で得た気づきをさらに発展させ、素晴らしい人材を育成することで、殉職事故を発生させない組織を作り、一人でも多くの住民の生命・身体・財産を守る活躍を期待しております。



全体写真

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コースにおける教育訓練

消防大学校では、令和7年5月8日から5月20日まで、令和7年度緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第30回を実施しました。

このコースは、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等の部隊指揮・部隊運用能力向上を目的としており、多くの活動経験を取り入れるべく、能登半島地震や今年発生した林野火災の活動を教訓とし、消防庁の広域応援室と協力し、学科のカリキュラムを作成しました。

本コースでは、緊急消防援助隊の派遣活動経験を活かすため、過去の災害における奏功事例や課題を振り返り、統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長と立場の異なる指揮者から、派遣時の部隊運用、課題について受講しました。これにより、大規模災害時の指揮運用における重要なポイントをより具体的にイメージすることに繋がっております。

また、大規模災害時に早期に関係機関と協力体制を構築できるよう、医療機関を始め自衛隊、警察、民間重機等の講義と併せ、他機関との活動調整会議や現地合同調整所の運営要領の講義について受講しました。

さらに、消防大学校のシミュレーション施設において、緊急消防援助隊の実践的な指揮シミュレーション訓練を計2回実施しました。緊急消防援助隊の応援側及び被災地の受援側での訓練を通じ、緊急消防援助隊の全体スキームの把握に繋がりました。

そして、消防庁長官の講話では、



指揮シミュレーション訓練



長官講話

大船渡林野火災活動等の説明や今後の緊急消防援助隊の使命と役割について伝えられました。これにより、消防庁と全国の各指揮隊長の共通認識が図られ、今後の活動において、より効果的な災害対応に繋がる心構えができたと考えます。

緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース第30回は、74名で実施し、全国北は北海道から南は鹿児島県まで多くの指揮隊長が集いました。全国各地から集まった指揮隊長たちが、情報や経験を共有し合いながら、より高度な能力と知識を身につける場ができたと考えます。

今回のコースを通じて、受講者の緊急消防援助隊指揮支援部隊長等としての部隊指揮・運用能力は一層向上しており、緊急消防援助隊の部隊



講義の様子

活動において、本コースで得た知識と横の繋がりを最大限活用し、全国で多発している大規模災害から、国民の生命、身体、財産を守ることを期待しています。

問合せ先

消防大学校教務部
TEL:0422-46-1712



最近の報道発表（令和7年6月21日～令和7年7月20日）

<総務課>

7.7.1	令和7年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和7年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、次のとおりです。 個人3名、団体3団体
7.7.3	令和7年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和7年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者個人27名、団体9団体 消防功労者表彰受賞者消防団員6名、女性防火クラブ員7名

<技術戦略室>

7.7.15	消防防災科学技術研究推進制度の令和7年度緊急枠研究課題の採択	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。 令和7年2月26日に大船渡市において発生した林野火災を踏まえ、林野火災に活用できる技術の研究開発を令和7年度の緊急枠研究課題として公募し、採択しましたので公表します。
--------	--------------------------------	---

<救急企画室>

7.6.24	令和7年5月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和7年5月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
7.7.16	マイナ救急の全国一斉開始日の決定及び広報イベントの実施	消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組みである「マイナ救急」の全国展開を進めています。 全国すべての720消防本部において、マイナ救急を実施することとしており、全国一斉開始日を本年10月1日に決定しました。 また、広報の一環として、7月25日（金）16時30分から、大阪・関西万博会場において、大阪市消防局との共催でマイナ救急に関するイベントを実施します。

<予防課>

7.7.8	アニメ『怪獣8号』とタイアップした住宅用火災警報器の維持管理広報ポスターの配布	消防庁では、7月19日（土）よりテレ東系列ほかにて放送開始のアニメ『怪獣8号』とタイアップした、住宅用火災警報器の維持管理広報ポスターを作成し、全国の消防本部等に配付します。
-------	---	---

<国民保護運用室>

7.7.1	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	国、青森県及び同県平川市が、共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、26件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
7.7.4	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	静岡県及び同県下田市が、国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、26件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
7.7.11	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	長野県及び同県須坂市が、国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、27件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。

<地域防災室>

7.7.1	「第30回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、30回目となる本年度は、本日から令和7年9月12日（金）までの間、取組事例を募集します。
-------	----------------------	--

<防災情報室>

7.7.1	地方公共団体における防災行政無線等の整備推進	消防庁では、地方公共団体における防災行政無線等（※）の整備状況に係る調査を実施し、この度、令和7年3月31日現在の状況を取りまとめましたので公表します。 今後も、未整備団体に対し、防災行政無線等の整備を推進して参ります。
-------	------------------------	---



最近の通知 (令和7年6月21日～令和7年7月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第193号	2025年6月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について (通知)
消防予第266号	2025年6月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	都道府県及び市区町村の庁舎に係る防火安全対策の徹底等について
消防予第248号	2025年6月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて (通知)
消防危第140号	2025年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について
消防救第217号 医政発0630第6号	2025年6月30日	各都道府県知事	消防庁次長 厚生労働省医政局長	転院搬送における救急車の適正利用の推進について
消防国第79号 消防運第65号	2025年6月30日	各都道府県防災・国民保護担当部局長	消防庁国民保護室長 消防庁国民保護運用室長	北朝鮮による弾道ミサイルに係る全国瞬時警報システム (Jアラート) 等による情報伝達に関する留意事項について
事務連絡	2025年6月30日	各都道府県消防防災主管部 (局)	消防庁救急企画室	患者等搬送事業者の調査結果について
事務連絡	2025年7月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について
消防情第199号	2025年7月1日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課防災情報室長	防災行政無線等の整備状況に係る調査を踏まえた令和7年度までの防災行政無線等の整備推進について (通知)
消防予第274号	2025年7月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果 (令和7年6月1日時点) について
消防災第106号	2025年7月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	令和7年度総合防災訓練大綱について
事務連絡	2025年7月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
消防予第294号	2025年7月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「火災予防分野における技術カタログ」の更新について (通知)

広報テーマ

8 月		9 月	
①電気機器等の安全な取扱い ②危険物施設等における事故防止 ③火山災害に対する備え ④防災訓練への参加の呼び掛け	予防課 危険物保安室 防災課 防災課	①9月9日は救急の日 ②住宅防火防災キャンペーン ③全国少年消防クラブ交流大会 ④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	救急企画室 予防課 地域防災室 地域防災室



お知らせ



第73回全国消防技術者会議の開催について(ご案内)

消防研究センター

消防研究センターでは、消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日 令和7年11月20日(木)・11月21日(金)

2 場所 三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_72th/haishin.html



3 定員 1日目 500人、2日目 550人(予定)

4 参加費 無料

5 内容(予定) 11月20日(木)
■特別講演
・講師：家田 仁 特別教授 (政策研究大学院大学)
・演題：「能登半島地震や八潮陥没事故を踏まえた非常時のインフラ機能と緊急活動」(仮題)
■「令和7年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表
11月21日(金)
■「令和7年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表
■第28回消防防災研究講演会
・テーマ「岩手県大船渡市における林野火災」(仮題)

6 プログラム 消防研究センターのホームページ (<https://nrifd.fdma.go.jp/>) をご覧ください。
及び参加申込み

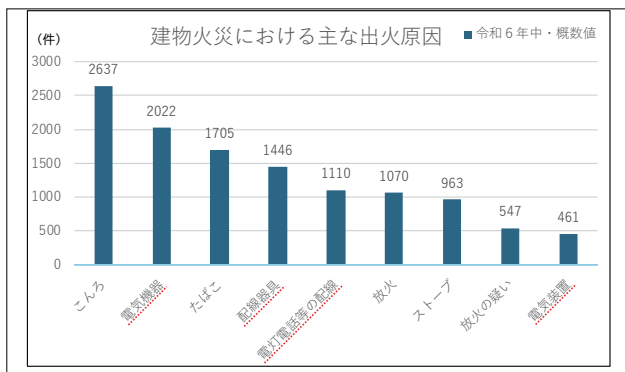
7 問い合わせ先 消防庁 消防研究センター 研究企画部
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
TEL:0422-44-8331
E-mail:73_gijutsusha@fri.go.jp



電気器具等の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、下グラフのように電気器具等が原因となる火災は多く、使用者の不注意や誤った方法で使用した場合は、火災につながるおそれがあります。



令和6年中の建物火災の件数は、20,908件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は5,039件で建物火災全体の約24%を占めています。

- ・電気機器：電池類、電化製品、OA機器等
- ・配線器具：スイッチ、安全器、ソケット等
- ・電灯電話等の配線：送電線、配電線、引込線等
- ・電気装置：モーター、コンデンサー、制御盤、燃料電池等

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災につながるおそれがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用しましょう。

3 危険なたこ足配線を行わない

現在は、数多くの電気機器が使用されています。このため、使用する電気機器に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。



たこ足配線による火災。

テーブルタップ自体が過熱し、火災の原因となるため、テーブルタップの電気の許容量を超えて使用するたこ足配線は絶対にやめましょう。

4 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が付着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。



トラッキング火災に注意！

差込プラグに付着したほこり等は、定期的に取り除くようにしましょう。

5 バッテリーの保管と損傷した場合の対応

日常で使用している電気機器にはリチウムイオンバッテリーを使用しているものが数多くあります。

スマートフォンや小型扇風機、モバイルバッテリーなど、リチウムイオンバッテリーを使用しているものは、高温になる車内などに放置すると出火する恐れがあります。



リチウムイオンバッテリーの火災

また、地面に落下させるなどして、衝撃が加わった機器を使用する場合も発火の危険が高まります。バッテリーを落下させてしまい形が変形した場合や、バッテリーが膨張した場合などは使用するのをやめましょう。

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときは、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線を行わない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. バッテリーは高温になる場所で保管しない。
7. 破損したバッテリーは使用しない



危険物施設等における事故防止に関する取り組みについて

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災事故及び流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

消防庁では、平成14年から、学識経験者、関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）」を開催し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

また、行政機関相互における事故防止の共通認識及び連携強化を図ることを目的として、全国6か所において都道府県や消防機関が出席する「危険物等事故防止ブロック連絡会議（以下「ブロック会議」という。）」を開催しています。

ここでは、連絡会の内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

写真 危険物等事故防止対策情報連絡会の様子



2 危険物等事故防止対策実施要領

連絡会における事故防止対策の目標については、平成29年3月の連絡会で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること（*）」としています。連絡会会員は、この目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）」を毎年度作成し、これに基づく危険物等に係る事故防止を推進することとされています。

（*）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知、令和2年12月7日付け消防危第287号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や、地震、津波及び風水害の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要です。連絡会ではこれを鑑み、「保安教育の充実による人材育成・技術の伝承」、「想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組」、「企業全体の安全確保に向けた体制作り」、「地震・津波・風水害対策の推進」に留意して事故防止対策を講ずることとしています。

3 消防庁の取組

実施要領に基づく、消防庁の主な取組内容は次のとおりです。

- 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知指導する。
 - 効率的な保安講習を実施するため、各都道府県におけるオンライン化の推進及び関係業界団体への積極的な活用の促進を実施する。
 - 高経年化した屋外貯蔵タンクにおける腐食・劣化等を原因とする事故を防ぐためになされる点検・検査維持管理の高度化、スマート化を実現するため、新技術を活用した効果的な予防保全等を検討する。
 - 危険物施設（ガソリンスタンド等）における AI や IoT 機器等の新技術に係る実証実験を実施し、効果的な危険物保安のあり方について検討を行う。
 - ブロック会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらい、広く情報共有するとともに、会議結果を周知することにより、都道府県等の取組を活性化する。
- ※ 今年度は宮城県、千葉県、愛知県、和歌山県、香川県、宮崎県の6か所で実施します。
- 都道府県及び消防本部の取組に資するため、消防庁で把握した事故事例・良好事例のうち共有すべきものについて、積極的に情報提供する。
 - 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため平成26年から開催されている「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）」における災害防止に向けた取組を進める。

4 おわりに

今後も、連絡会、ブロック会議、3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和7年6月16日付け消防危第128号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催するブロック会議等への積極的な参加に配慮をお願いします。

「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和7年3月28日付け消防危第55号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_kiho_55.pdf

「3省連絡会議共同運営サイト」

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524



火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に50火山の周辺地域（23都道府県）は火山災害警戒地域に指定されています（令和7年7月31日時点）。



弥陀ヶ原火山の火山湖

○火山災害に関する情報を知る

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



御嶽山火山防災マップ
(岐阜県ホームページより)

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標です。

噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4または5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	説明
特別警戒	噴火警戒 (居住地域) 又は 噴火警戒	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状況にある。
		火口側	レベル 4 高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する（可能性が高まっている）。
警戒	噴火警戒 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3 入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル 2 火口周辺 規制		火口周辺に被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1 活火山で あることに 留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

噴火警戒レベル

気象庁ホームページURL

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm

○火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くのシェルターや山小屋等に避難する、岩かげに身を隠す等の行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長や警察官等に通報しなければなりません。



〇活火山対策に係る財政支援について

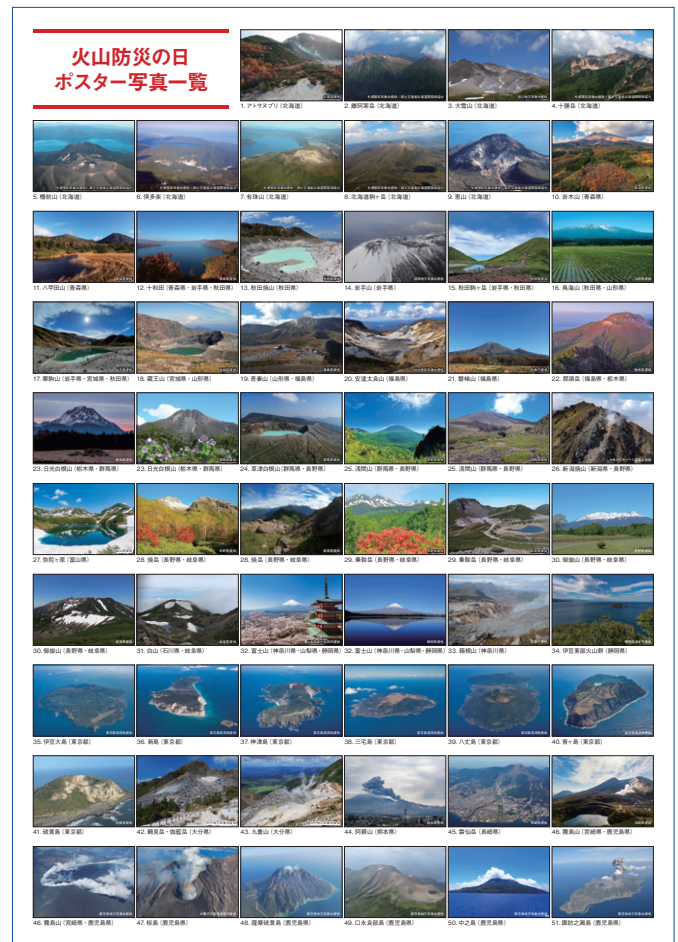
自治体においては、具体的な火山現象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎の整備等が求められます。

こうした取組を支援できるよう、消防庁では自治体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による財政支援を実施しているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用についても、自治体が補助する場合について、その補助額の一部を補助しています。

〇8月26日は「火山防災の日」

令和5年（2023年）、活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部が改正され、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」に制定されました。明治44年、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、同観測所での観測が始まったことから、この日を「火山防災の日」とされました。

火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。



火山防災の日ポスター写真一覧

内閣府ホームページURL

<https://www.bousai.go.jp/kazan/bousainohievent/index.html#poster>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



9月1日は防災の日

みんなで防災訓練に参加しましょう！

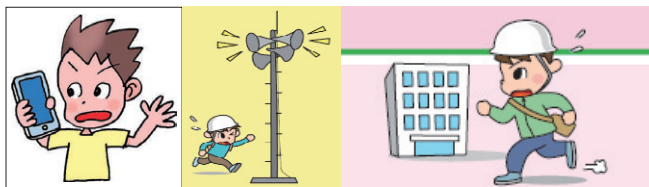
～日頃から災害に備え、防災意識の向上をめざす～

防災課

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、「いざ」という時に対応できる力を身につけましょう！

1 避難場所や避難経路を把握しよう

わが国では、近年、局地的大雨、土砂災害、河川氾濫等による被害が多発しており、その死者は、浸水想定区域などの危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。災害発生時には、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を入手し、危険な場所にいる場合は、市町村が指定している「指定緊急避難場所」や安全な親戚・知人宅等、災害から逃がれるために適した場所に避難するなどの確かな避難行動をとる必要があります。そのためには、ハザードマップ、防災気象情報や避難情報、避難場所や避難経路の事前把握が重要となります。



防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！

2 防災訓練に参加しましょう

防災訓練に参加し、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、「いざ」という時に対応できる力を身につけましょう。

119番が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない大規模災害時には、地域住民が互いに協力しながら助け合う必要があります。そのためにも、日頃から防災意識を高め、自分の住んでいる地域で行われる防災訓練に積極的に参加して、地域の方々や家族みんなで防災について話し合いましょう。

3 非常持出品の準備をしよう

普段から最小限の非常持出品を用意し、なるべく燃えにくい素材のリュックサックなどに入れておきましょう。

備えておきたい非常持出品としては、非常食品3日分、水、救急用品、ラジオ、衣類、マスク、ウェットティッシュ、タオル、懐中電灯、オムツなどの生活用品、現金、通帳、マイナンバーカードや免許証などがあります。また、人によっては、薬を常用されている方は、処方箋などのコピー、赤ちゃんがいる場合は、ミルクやオムツが必要でしょう。

いざというとき持ち出すものを自分自身で考えることが大切です。

4 消火器・AEDの取扱い方法を学ぼう

消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の基礎知識や取扱い方法を予め習得しておくことで被害の軽減に繋がります。

心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、救命率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。



火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火剤を放射しましょう！

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



「第30回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、30回目となる本年度は、令和7年9月12日（金）までの間、取組事例を募集します。

【応募団体・組織】

- 防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

- 各都道府県から該当する事例の推薦
 - 上記【応募団体・組織】に該当する団体・組織による自薦
- ※いずれも受付事務局に応募書類を提出

【応募期間】

令和7年7月1日(火)～同年9月12日(金)

【応募の詳細】

実施要綱、募集要項及び募集チラシを下記「防災まちづくり大賞」ページに掲載しています。過去の受賞一覧や近年の受賞事例も掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【表彰式】

令和8年2月頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ホームページにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



昨年度表彰式の様子



「防災まちづくり大賞」シンボルマーク



「防災まちづくり大賞」ホームページへアクセスします

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部防災課
地域防災室 住民防災係
TEL: 03-5253-7561



7.19 SAT START

毎週土曜日23時

テレ東系列はかにて放送
Xにて全世界リアルタイム配信

怪獣8号

KAIJU No.EIGHT

火災から命を守れー住宅用火災警報器の設置をー



設置した後も、10年に一度の交換で火災を見逃さない!

住宅
防火

いのちを守る10のポイント

消防庁

住宅防火

検索

FDMA

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

